札幌市大通公園５丁目の喫煙所設置について考える

美唄市医師会 会長　井門（いど）　明（あきら）

札幌市は令和５年12月４日から大通公園西５丁目に喫煙所を設置し、路上喫煙が減少するか検証する実証実験を始めた。実証実験の期間は令和７年３月末までと長期におよび、市は実験結果により喫煙所の常設化を検討するとのことである。この喫煙所は、高さ2.4メートルのパネルで仕切っただけで屋根や扉もなく、タバコの煙は周囲へ拡散してしまう構造である。公園を利用する人々に受動喫煙による甚大な健康被害を引き起こす可能性があり、看過できない大問題であると考える。そもそも、この場所へこの構造の喫煙所設置は2020年４月に施行された改正健康増進法の趣旨に反するものである。改正健康増進法では、屋外での喫煙に際し周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮し、子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう受動喫煙対策の徹底を求めている。

屋外で喫煙をした場合、その周囲どの程度の範囲に受動喫煙が起きるかを調べた実験報告[1)]があるが、風下25メートル離れた場所でもPM2.5濃度が35$\mu g/m^3$以上に達することがあるとの結果であった。タバコ煙によるPM2.5濃度が４$\mu g/m^3$でも目、鼻、喉の刺激症状を生じさせ、受動喫煙による死亡リスクを0.4％増加させる[2)]とされている。大通公園を誰もが安心して利用するためには、喫煙所の設置はあってはならない。むしろ、西５丁目から12丁目の公園部分も喫煙禁止とするべきであり、喫煙場所の制限が禁煙誘導に寄与するとされており、喫煙者を救うことにもつながる最良の方策である。北海道医師会の総力を挙げて、喫煙所の常設化を阻止するべきであると考える。

1）Yamato H, et al. Kobe J Med Sci. 59（3）, E93-E105, 2013
2）Junker MH, et al. Environ Health Perspect 109:1045-52, 2001

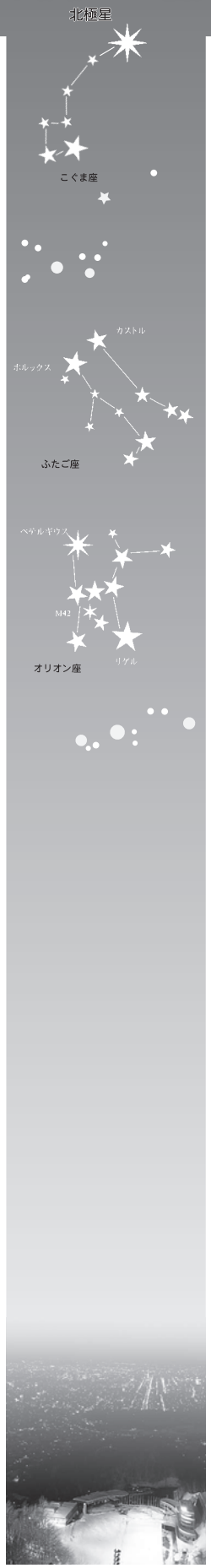

人口減少・働き手不足・働き方改革

上川北部医師会 会長　和泉（いずみ）　裕一（ゆういち）

わが国における人口減少問題が話題になって久しいが、今後は働き手不足という危機が迫っている。しかし、地方の医療機関では医療スタッフの不足がすでに問題となっている。アフターコロナになり、少しずつ患者数が戻ってきているが、逆に看護師不足が目立つようになってきた。人口減少・少子化の影響のみならず、都市部への流出やコロナ感染症蔓延時の診療体制の後遺症ともいえる看護職離職などが要因となっている。また、看護師免許を有しているが看護職に就いていない潜在看護師が約30％存在するとのデータも示されている。

最近、北北海道においては小規模自治体病院の無床診療所への転換が目立つ。地域医療構想における将来の適性病床数に近づいているという考え方はあるだろうが、収支バランスとともにスタッフ確保困難が関係している。そのような状況の中で、地方の中核医療機関は、その分の患者数を吸収し地域医療を維持していかなければならないが、その中核病院でさえも看護師確保が厳しくなってきている。無理をしてやり繰りしていていると、最終的には病棟閉鎖や入院医療制限に追い込まれ、本来の機能を維持できない可能性がある。これまでは、もう少し頑張ろうと言えたが、今後は法制化された「働き方改革」が優先されることになるわけで、マンパワーの重要性をあらためて感じている。医療における「DX」といってもそれなりの投資が必要であり、厳しい財政状況ではそう簡単にはいかなく、無い頭を捻って何か方法はないのかと思案している。医師の「働き方改革」ではタスクシフトが必要とされているが、シフト先が不足しているので改革を進めることができないジレンマがある。今後、個人の業務量と時間の制限から医療提供体制を縮小せざるを得なくなるのではないかと心配になっている。